

群馬県空手道連盟の旅費に関する規程を次のように定める。

《群馬県空手道連盟旅費規程》

〈目的〉

第1条 この規程は、群馬県空手道連盟に関する業務のために旅行する会員に対して支給する旅費に関する基準を定め、連盟業務の円滑な運営に資するとともに会計の適正な支出を図ることを目的とする。

〈旅費の支給〉

第2条 会員が群馬県空手道連盟に関する業務のため、会長の承認を受けて旅行する場合には旅費を支給する。ただし、大会参加に関する旅費は別に定めるところによるものとする。

〈旅費の種類と金額〉

第3条 旅費の種類は交通費、旅行雑費、宿泊料、食事料とする。

- 2 交通費は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 自家用自動車を使用したときの交通費は、1キロメートルあたり定額15円とする。高速道路を利用した時はETC実費を支給する。ただし、これらにより算出した額が旅客運賃の額を超える場合は、旅客運賃の額を支給する。また、同乗者には、交通費を支給しない。
- 4 旅行雑費は旅行中の業務日数に応じ一日当たり2,200円を支給する。
- 5 宿泊料は旅行中の宿泊実費を支給する。ただし、一夜につき11,800円（群馬県旅費条例による甲地方は13,100円）を上限とする。
- 6 素泊まり及び一泊朝食付きの宿泊施設を使用したときは、5項に定める額を超えない範囲で朝食1,180円、夕食2,360円を上限とする食事料を支給する。
- 7 宿泊料、食事料は領収書、高速料はETC利用証明書の額を実費支給する。
- 8 2項から4項の規程にかかわらず、県内旅費は旅行雑費、交通費を含めて2,000円とする。ただし、業務時間が4時間未満の場合は1,000円とする。

〈旅費の計算〉

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

〈旅費の調整〉

- 第5条 当該旅費のうち連盟の経費以外から支給される旅費に相当する額の旅費は、これを支給しないものとする。
- 2 旅費の調整が必要と認められるときは、理事長・事務局長協議のうえ、旅費の減額・増額調整を行う。

〈旅費の請求手続き〉

- 第6条 旅費の支給を受けようとするものは、別に定める様式による報告書に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

附則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

平成26年2月22日 一部改正

平成27年2月21日 一部改正

平成30年2月17日 一部改正